

京都府軽貨物運送事業者原油価格高騰対策支援金

京都府では、現在の原油価格高騰を踏まえ、経費の増加等の影響を直接的に受ける府内の軽貨物運送事業者の皆様に対して、事業の用に供する車両の数に応じて、「京都府軽貨物運送事業者原油価格高騰対策支援金」を支給いたします。

申請受付期間

令和4年7月29日（金）～令和4年9月30日（金）

支給対象者

京都府内に営業所を有する中小企業等であって、令和4年7月1日時点において、貨物自動車運送事業法に基づく貨物軽自動車運送事業を営む方

支給額

令和4年7月1日時点において、京都府内の営業所で貨物軽自動車運送事業の用に供する車両（※）1両につき3,000円

（※）3輪以上の軽自動車及び排気量が125cc超の二輪に限ります

申請方法

WEB申請 または 郵送による申請

◇ 申請方法等の詳細は、京都府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/genyushien.html>



お問合せ先

支援金コールセンター（京都府道路運送事業者支援金事務局）

TEL 075-256-8152（受付時間：平日9時30分～17時30分）